

## 日インド協定「遡及発給」の解釈見直しについて

平成26年9月17日  
日本商工会議所国際部

今般、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（日インド協定）の運用上の手続・第3規則（下記「参考」参照）の一部に係る解釈を、日本側で以下のとおり見直すことにした旨、経済産業省から連絡がありました。

同規則(a)及び(b)によると、原産地証明書（CO）は、「原則として、船積日から3日以内に発給される」（「In principle, a certificate of origin should be issued no later than three days from the date of shipment.」）とされており、これら期日内に発給されなかった場合は、例外的な場合として遡及発給され、その旨COに記載されることとなっております。

これまで我が国では、当該発給に関して、船積日は含めず、船積日の翌日から起算して、3日以内であれば原則的な発給とし、4日目から遡及発給の扱いとしてきました（例えば、1月1日が船積日である場合、我が国では、1月4日の発給であれば原則的な発給、1月5日の発給であれば遡及発給の扱いとしてきたもの）。

しかしながら、今般、我が国COのインド側での取扱いの実態等も考慮した結果、日本側の解釈を見直し、“船積日を含め、当該船積日から3日以内の発給”を原則的な発給とし、これらの期日内に発給されなかった場合は、遡及発給の扱いとすることといたしました。

上記の解釈見直しを受け、日インド協定の指定発給機関である当所では、発給システムを改修いたしますので、御承知おきください。

### < 解釈見直し後の例 >

1月1日が船積日である場合、同日を含め4日目となる1月4日から遡及発給の扱いとなります。

### < 運用開始日 >

平成26年10月1日（水）発給承認案件から

### < 参考 >

日インド包括的経済連携協定 運用上の手続（第3規則）

#### Rule 3 Issuance

(a) In principle, a certificate of origin should be issued no later than three days from the date of shipment.

(b) In exceptional cases where the certificate of origin has not been issued before the time limit provided for in subparagraph (a) at the request of the exporter or its authorised agent, the certificate of origin may be issued retroactively in accordance with the laws and regulations of the exporting Party within 9 months from the date of shipment, in which case it is necessary to indicate “ISSUED RETROACTIVELY” in the relevant field of the certificate of origin specified in Appendix 2. In such cases, the importer of the good who claims the preferential tariff treatment for the good may, subject to the laws and regulations of the importing Party, provide the customs authority of the importing Party with the certificate of origin issued retroactively. The certificate of origin issued retroactively should indicate the date of shipment in the relevant field specified in Appendix 2.

以上